

議会運営委員会記録

招集年月日	令和 7 年 12 月 8 日 (月)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 12 月 8 日 午後 3 時 40 分			
	閉 会 12 月 8 日 午後 3 時 43 分			
出席委員	委員長	和田 貴 弘	副委員長	大澤 博 行
	委員	新 井 均	委員	鈴木 健 夫
	委員	山 田 一 繁	委員	森崎 成 喜
	議長	金 子 博	副議長	加藤 大 輔
欠席委員	なし			
説明のため出席した者の職氏名	なし			
書記	事務局長	滝 沢 淳	次 長	鈴木 克 明
	主 幹	金 子 砂 知 子	主 任	木 村 郁 哉
事 件	・ 反問権の行使について			
調 査 の 経 過				
(別紙のとおり)				

調査の経過

<開 会> 午後3時40分

- 和田委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。

<反問権の行使方法について>

- 和田委員長 前回の議会運営委員会において、趣意確認の解釈及び行使した際の時間や回数を取り決めなど詳細な案を提示し、本日ご意見をいただき、決定することとしておりました。

趣意確認の解釈及び詳細な運用案について、ご意見をお願いいたします。

- 加藤副議長 運用案の全般的な内容に関しては問題ないかと思えます。よく検討されていると考えます。1点だけ、資料の3ページ目の申し合わせ事項の日高市議会先例集の記載の変更内容ですが、変更後の一番下「質疑の場合、反問（質問趣意の確認の質問）を回数に参入しない。」とあり、これは変更前から表現を変えていませんが、誤解を生じやすいかなと考えますので、「回数に」の前に「質疑の」を加え、「質疑の回数に参入しない」としておいた方が今後誤解がないと思えますので、皆さんに修正の了承をいただければと思います。

- 和田委員長 委員の皆さんに確認です。今のご意見から申しますと「質疑の場合、反問（質問趣意の確認の質問）を質疑の回数に参入しない。」というご意見ですがいかがでしょうか。

（異議なし）

- 和田委員長 それでは、そのように変更させていただきます。他の部分についてはいかがでしょうか。

（なし）

それでは、そのほかは案のとおり決定いたします。

反問権の行使をする、しないの判断及び申し出は執行部にあります。今回整理した内容の執行部への報告方法は議長に一任いたします。

議員は反問権を行使される立場になります。反問権により、求められた質問趣意の確認では論点・争点を明確にするため分かりやすく説明すること、反問に対しては、その答えを発言するのみとし、反問に対する反問はできないことを全員協議会の委員長報告の中で議員の皆さんにお伝えします。

<その他>

- 和田委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

（なし）

<閉 会> （午後3時43分）

- 和田委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 和田 貴 弘